公印省略

８能第２２９９号
令和８年 11 月 13 日

企画競争説明会参加案内希望者　各位

福岡県人材育成・活躍推進部労働政策局職業能力開発課長

令和９年度委託訓練（長期高度人材育成コース）企画競争説明会について（案内）

福岡県では、公共職業訓練の一部を民間教育訓練機関等に委託して実施（以下「委託訓練」という。）しています。この度、委託訓練のうち、長期高度人材育成コースについて、下記のとおり企画競争説明会を開催しますので、ご案内します。

記

１　企画競争説明会について

（１）日時

令和８年 11 月 26 日（木）　14 時 30 分～15 時 30 分

※当日は 14 時 15 分から入室可能

（２）開催形式

オンライン形式（Webex）

※ミーティング ID 及びパスワードは、参加希望事業者宛に後日送付予定

（３）申込方法

別添「長期高度人材育成コース企画競争説明会参加意向調査票」に必要事項を記入し、メールで提出してください。

提出先：itakukunren@pref.fukuoka.lg.jp

（４）申込期限

令和８年 11 月 20 日（金）17 時まで

（５）その他

・説明会当日資料（企画書募集要領及び仕様書を含む。）は 11 月 24 日（火）に福岡県のホームページに掲載予定です。

・企画書を提出する場合は、可能な限り説明会に御参加ください。

２　企画競争を行う公共職業訓練について

（１）説明会該当科目

【２年課程】介護福祉士養成科・保育士養成科・美容師養成科・栄養士養成科

【１年課程】介護福祉士養成科（保育士有資格者対象）・測量技術士養成科・社会福祉士養成科

【２年課程（予定科目数）】

高等技術専門校名	介護福祉士	保育士	美容師	栄養士
福岡高等技術専門校	3	3	2	－
小倉高等技術専門校	－	1	－	－
小竹高等技術専門校	－	1	－	－
久留米高等技術専門校	1	－	－	1
合計	**4**	**5**	**2**	**1**

【１年課程（予定科目数）】

高等技術専門校名	介護福祉士	測量技術士	社会福祉士
職業能力開発課	－	1	1
戸畑高等技術専門校	1	－	－
合計	**1**	**1**	**1**

※上記に記載の数は採択予定数であるため、変更となる場合がある。

（２）訓練実施地域

	実施地域
福岡高等技術専門校実施分	福岡市、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市
職業能力開発課実施分	実施地域を指定しない
戸畑高等技術専門校実施分	北九州市、中間市、遠賀郡、行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
小倉高等技術専門校実施分	北九州市、中間市、遠賀郡、行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
小竹高等技術専門校実施分	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡、直方市、宮若市、鞍手郡、中間市、遠賀郡
久留米高等技術専門校実施分	久留米市、小郡市、うきは市、大川市、八女市、筑後市、朝倉市、朝倉郡、三井郡、三潴郡、八女郡

３　企画競争の参加資格について

（１）仕様書に示した訓練期間中、受託できうる状態であること。

例えば、事業を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、公共職業訓練を実施する上で必要となる教室､設備､備品等を所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態であること。

具体的には次の要件を全て満たしていること。

ア　企画する訓練科目の定員設定が可能であること。

イ　訓練運営に当たって、施設・設備及び訓練指導体制等の訓練全般に係る責任者１名を訓練開設校舎毎に配置でき、また受講者からの問い合わせ等に常時対応する窓口としての事務担当者を１名以上配置できる体制が講じられていること。

ウ　訓練教室の面積は、受講者１人当たり概ね２㎡以上であること。

エ　カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれる場合にあっては、上記ア、イ、ウのほか、次の要件を全て満たしていること。

①　パソコンについては１人１台使用できること。

②　ソフトウェアについて使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること。

オ　各養成コースにおいてそれぞれの養成施設の基準を満たしていること。

（２）これまでの入校実績を鑑み、安定した事業運営が可能と認められること。

具体的には、過去２年間で当該科に類似する委託訓練の受託実績がある又はそれと同等の業務実績があること。

また、過去の実績（正社員就職率が確定している直近１年の実績又は正社員就職率が確定している直近２年間の平均実績）において、実施しようとする訓練コースの過去の正社員就職率実績が 80%以上であること。ただし、介護福祉士及び保育士の資格取得を目標とするものは、実施しようとするコースの過去の就職率実績が 80%以上であること。継続して委託訓練を受託している場合、その正社員就職率及び就職率は訓練生のみを分母及び分子に含んだ率によって判定するものとする。

具体的には以下の場合に継続可能である。

a　委託訓練の直近実績が 80%以上（「直近」の例：令和９年度開講のコースの場合、令和７年度修了コース）

b　委託訓練の直近実績は 80%未満であるが委託訓練の直近２年間の実績を平均すると 80%以上（「直近２年間」の例：令和９年度開講のコースの場合、令和７年度修了コース及び令和６年度修了コース）

c　委託訓練の実績が直近１年しかない場合かつ直近実績が 80%未満の場合は直近１年の一般生も含めた実績において、80%以上

d　直近２年前の委託訓練の実績はあるが、直近１年前の委託訓練の実績がない場合は、直近１年前の一般の受講者と直近２年前の委託訓練の実績を平均すると 80%以上（例：令和９年度開講コースで、令和６年度修了の委託訓練の実績はあるが令和７年度修了の委託訓練の実績はない場合、令和７年度修了コース（一般生）と令和６年度修了コース（委託訓練生のみ）の実績の平均が 80%以上）

加えて、直近２年間の委託訓練の実績がない場合（初めて契約する場合、まだ直近の実績がない場合、しばらく開講したコースがなかった場合等）は以下の場合に実施可能である。

e　一般生の直近実績が 80%以上

f　一般生の直近実績は 80%未満であるが直近２年間の実績を平均すると 80%以上

（３）公共職業訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する講師が、講座を適正に運営するために十分確保されていること。

具体的には、次の要件を全て満たしていること。

ア　講師は、実技に当たっては受講生 15 人までは１人、15 人を越えるときは２人以上（助手を含む。）の配置を標準とし、学科にあっては、２人以上とすること。

イ　講師は、職業訓練指導員免許を有する者又は学歴、実務経験等の要件に適合するなど、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者とすること。なお、学歴、実務経験等の要件に適合するとは、職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第 30 条の２第２項の規定に該当する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者（担当する科目の訓練内容に関する実務経験を５年以上有する者、又は、学歴若しくは資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者等職業訓練の適切な指導が可能なものを含む。）であること。

（４）代表者又はそれと同等の職にある者が訓練開始日から１年前の間に、地方自治体等が実施する人権研修に参加していること。

（５）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項及び第２項各号に規定する者に該当しないこと。

（６）次のいずれの事項にも該当しない機関及び団体であること。

ア　教材等の著作権法違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となった機関であって、当該事実が判明した日から３年を経過していない機関。

イ　税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、委託先機関とすることが相応しくないと職業能力開発課長及び各高等技術専門校長が判断した機関又は判断する機関。

ウ　各高等技術専門校長が行う就職状況調査において不正受給となった機関であって、当該不正受給の対象となった委託契約締結日から３年を経過していない機関。

エ　暴力団、暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体のいずれかに該当する機関。

オ　その他公共職業訓練の委託先として明らかに適正を欠くと職業能力開発課長及び各高等技術専門校長が判断した機関又は判断する機関。

（７）公共職業訓練を実施するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利、利益を侵害することがないように管理・運営できる機関であること。

４　契約候補者の選定方法について

上記１の説明会で交付する企画書募集要領に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者を選定します。

５　企画書の無効

本案内に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書は無効とします。

【問い合わせ先】
〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号
福岡県人材育成・活躍推進部労働政策局
職業能力開発課公共訓練係
担　当　伊藤
ＴＥＬ　092－643－3602
E-mail　itakukunren@pref.fukuoka.lg.jp